

行政監査の結果

次の事業は改善報告を要する指導項目はありませんでした。

特別養護老人ホーム杜の家なりた（介護老人福祉施設／2023年12月13日）、ショートステイ杜の家なりた（短期入所生活介護／2023年12月13日）、居宅介護支援センター杜の家なりた（居宅介護支援／2024年2月27日）、訪問介護ステーション杜の家やしお（訪問介護／2024年2月14日）、訪問介護ステーション杜の家やしお（訪問型サービス／2023年7月26日）、オオバタケ保育所（認可外保育施設／2023年10月27日）、イワベの保育所（認可外保育施設／2023年10月27日）、ツルガンネ保育所（認可外保育施設／2023年7月18日）、シタカタ保育所（認可外保育施設／2023年8月31日）、就労継続支援A型事業所栗源協働支援センター（就労継続支援A型／2024年2月16日）

実施日	2024年2月16日（金）
根拠法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条
対象種別	就労継続支援（B型）
実施者	千葉県
実施場所	栗源第一炭炭供給所（香取市沢2452番1）
監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項 [人員に関する基準]

サービス管理責任者については、研修制度の見直しにより令和元年度以降においては、基礎研修終了後、3年間は実践研修を受講してなくても、サービス管理責任者として勤務することができるが、上記3年間に実践研修を終了することが、サービス管理責任者として引き続き勤務するための要件とされている。しかしながら、当該事業所においては、令和2年10月12日に基礎研修終了後、3年を経過した令和5年10月12日以降も、サービス管理責任者として勤務させていたことが判明した。については、早急に他のサービス管理責任者の資格を有する者を配置すること。

▶ 対応結果

1月31日付でサービス管理責任者の要件を満たす職員（石倉卓也）を配置、県へ変更届を行った。

● 改善を要する事項 [運営に関する基準]

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第88号）第190条により準用される第60条に基づき、サービス管理責任者は就労継続支援B型計画（以下、「B型計画」という。）の作成に関する業務を担当する旨、規定されているところ、当該事業所においては、サービス管理責任者が、アセスメント、B型計画作成に係るサービス担当者会議、利用者に対するB型計画の説明やモニタリングの業務を担当していたことが確認されたものの、B型計画の原案の作成者が、サービス管理責任者ではない職業訓練指導員又は管理者となっていたことが確認された。今後は、サービス管理責任者が、B型計画を作成すること。

▶ 対応結果

2024年2月16日以降、作成する計画書について、サービス管理責任者が最終確認を行う。

● 改善を要する事項 [請求に関する基準]

1 サービス管理責任者が不在だったことについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号、以下、「障害福祉サービス費用算定基準告示」という。）の別表「第14 就労継続支援B型」の注7の(1)、「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」（平成18年9月29日厚生労働省告示第550号）の「九 介護給付費単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」の口及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項（平成18年10月31日障発1031001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下、「障害福祉サービス費用算定留意事項」という。）の第二の「1 通則」の「(8) 人員希有所に該当する場合の所定単位数の算定について」の「②算定される単位数」の「(二) サービス管理責任者の人員欠如について」に従い、減算が適用される月から3月未満の月（欠如となった月の翌々月）から欠如が解消されるに至った月については、所定単位数の100分の70、減算が適用される月から欠如が解消されないまま連続して5月以上に至った月から欠如が解消されるに至った月については所定単位数の100分の50の減算を行うこと。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものでないことに留意すること。

また、すでに受領しているサービス費のうち減算期間対象期間分については、関係機関と協議し、過誤調整を行うこと。

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第88号）第190条により準用される第60条に基づき、サービス管理責任者は就労継続支援B型計画の作成に関する業務を担当する旨、規定されているところ、当該事業所においては、就労継続支援B型計画の作成において、サービス管理責任者基礎研修終了後、同実践研修を終了しないまま、3年を経過した者が同計画の業務を担当していた。については、障害福祉サービス費用算定基準告示の別表「第14 就労継続支援B型」の注7の(2)及び障害福祉サービス費用算定留意事項の第二の「1 通則」の「(10) 個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について」の「②算定される単位数」に従い、就労継続支援B型計画の作成が適切に行われていない月（サービス管理責任者が欠如となった月）からサービス管理責任者の欠如が解消となるまでの月が3月未満の月については、所定単位数の100分の70、未作成が連続して3月以上の月についてはサービス管理責任者の欠如が解消となる月まで所定単位数の100分の50の減算を行うこと。なお、該当所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものでないことに留意すること。また、既に受領しているサービス費のうち減算期間対象期間分については、関係機関と協議し、過誤調整を行うこと。

▶ 対応結果

2023年12月と2024年1月のサービス費について、100分の70の減算が適用。2024年1月分については、すでに減算の単位で国保連に請求。2023年12月分については（総額2,825,753円）、この後、過誤調整を行う予定。

実施日	2024年1月19日（金）
根拠法令	企業主導型保育事業指導・監査等基準第3
対象種別	企業主導型保育所
実施者	公益財団法人児童育成協会
実施場所	イワベの保育所（香取市岩部869番48）
監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項 [助成関連]

整備費の助成を受けた施設において、定員と現員に大きな乖離があるため、近隣企業や地域の保育需要の見通しを踏まえ、具体的な増員計画を作成し、利用児童の増員策を図ること。

▶ 対応結果

施設の保育の特徴を打ち出し利用児童の増員を図るため、施設周辺の山林を開拓し、子どもたちの遊び場を作ることを決めました。2月下旬に山林の所有者へ土地の貸与の相談をしています。

● 改善を要する事項 [助成関連]

定員（従業員枠、地域枠）を保育所運営規程に設定していないので、早急に設定すること。

▶ 対応結果

運営規程（第5条の2）を以下のように改定します。
（改定前）(1) 従業員枠 法人に雇用されている者の監護する利用幼児児。
（改定後）(1) 従業員枠 法人に雇用されている者の監護する利用幼児児。
利用定員の50%以上とする。

● 改善を要する事項 [助成関連]

一時預かり事業については、余裕活用型を選択しているが、実績数と報告数が違っているので、改めること。

▶ 対応結果

実績数と報告数が違った原因を確認したところ、実績データを集計するファイル（Excel）上の関数が間違っていました。2024年1月分より修正しています。

● 改善を要する事項 [保育関連]

実施した保育の記録(保育日誌等)が、作成されていないので、整備すること。

▶ 対応結果

2024年2月1日より、保育日誌に、活動内容と評価・反省の欄を加え記録しています。

● 改善を要する事項 [保育関連]

保育サービスの利用に関して、母親の就労証明書等のない児童が1名いるので、就労証明書等又は支給認定証を提出させること。

▶ 対応結果

当該母親に現況を確認し、就労していないため市役所へ支給認定証の申請を依頼しました。2024年3月末までに発行される予定です。

実施日	2023年12月5日(火)
根拠法令	介護保険法第24条
対象種別	介護老人福祉施設
実施者	千葉県
実施場所	特別養護老人ホーム杜の家くりもと(香取市岩部869番60)
監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項 [施設の構造設備]

平面図の特別養護老人ホームの利用者を受け入れるための居室と実際の特別養護老人ホームの利用者が利用している居室が一部相違しているため、平面図を修正の上、県高齢者福祉課に変更を届け出ること。

▶ 対応結果

施設の改修によって変更があるものについて、2024年3月末までに変更を届け出ます。

実施日	2023年11月22日(水)
根拠法令	企業主導型保育事業指導・監査等基準第3
対象種別	企業主導型保育所
実施者	公益財団法人児童育成協会
実施場所	ツルガソネ保育所(八潮市鶴ヶ曾根606番1)
監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項 [保育関連]

実施した保育の記録(保育日誌等)が、作成されていないので、整備すること。

▶ 対応結果

プール遊び時の日誌に抜けがありましたので、改善していきます。また、当日の申し送りはオンライン上で記録を残しております。記録する内容について、精査していきます。

● 改善を要する事項 [保育関連]

職員及び保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていないので、周知すること。

▶ 対応結果

保育所内に掲示して周知します。

実施日	2023年10月30日(月)
根拠法令	介護保険法第23条
対象種別	居宅介護支援
実施者	吉川市
実施場所	福祉楽団 地域ケアよしかわ(吉川市吉川団地1街区7号棟107)
監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項 [人員基準] ○管理者

令和4年10月から令和4年11月及び令和5年4月以降の期間について、管理者が主任介護支援専門員の資格を有しておらず、また管理者確保のための計画書が提出されていませんでした(計画書については令和5年9月に提出済みのため改めて提出の必要はございません)。

▶ 対応結果

管理者確保のための計画書は令和5年9月29日に提出済みです。引き続き主任介護支援専門員の募集を行います。

実施日	2023年10月27日(金)
根拠法令	児童福祉法第59条第1項
対象種別	認可外保育施設
実施者	千葉県
実施場所	イワベの保育所(香取市岩部869番48)
監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項 [非常災害に対する計画の策定・避難消火等の訓練]

消火訓練を実施していない月が複数確認された。今後は、毎月実施すること。

▶ 対応結果

毎月実施するよう計画を見直し、2023年11月より実施します。

● 改善を要する事項 [8安全確保]

- 不審者の立ち入り防止の観点から、窓を施錠すること。
- 施設内の砂場が駐車場に隣接しているので、事故防止の観点から、防護柵及び注意表示等の設置等により適切な安全管理を図ること。

▶ 対応結果

公道に面する側の出入り口を施錠するようにし、職員の出入りは、反対側の通用口を使用するようにしています。砂場と駐車場の境にコーンを設置し、安全管理を図っています。

● 改善を要する事項

[3サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明]

当該施設において、同一設置者が近隣に設置した別の認可外保育施設の契約乳幼児を保育することが判明したが、当該施設とサービス利用者との契約に関わる書類が確認できなかった。については、当該乳幼児について、当該サービス利用者との「重要事項説明書」(同意書)及び「入所契約書」を整備すること。

▶ 対応結果

別の認可外保育施設の契約乳幼児6名について、2024年1月1日付けで契約を取り交わしました。

実施日	2023年10月11日(水)
根拠法令	企業主導型保育事業指導・監査等基準第3
対象種別	企業主導型保育所
実施者	公益財団法人児童育成協会
実施場所	シタカタ保育所(成田市下方686番1)
監査結果	以下のとおり

● 改善を要する事項 [保育関連]

職員の定期健康診断については、職員1名が未受診であるが、労働安全衛生法により年1回の実施が義務付けられているので、早急に受診させること。

▶ 対応結果

中途採用などすべての職員が、入職1年以内に健康診断を必ず受けられるよう、2023年10月19日の理事会において規程の一部を改正しました。